

令和7年度女性の職業選択に資する情報の公表（女性活躍推進法第21条関係）

東近江市では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（以下「女性活躍推進法」という。）に基づき「東近江市特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第19条第6項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、本市における女性活躍状況を公表いたします。

特定事業主名：東近江市

I 職員の男女の給与の額の差異

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.0 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.7 %
全職員	66.3 %

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.3 %
本庁課長相当職	97.7 %
本庁課長補佐相当職	95.4 %
本庁係長相当職	92.9 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.7 %
31～35年	94.5 %
26～30年	91.3 %
21～25年	90.4 %
16～20年	83.3 %
11～15年	86.9 %
6～10年	89.7 %
1～5年	85.8 %

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】

- ・扶養手当、時間外手当の支給について、男性職員の支給が多く、時間外の総時間について男性は女性の1.4倍時間外が多くなっています。また、子ども扶養手当が増額されたことから男女の給与格差が広がっています。

なお、部分休業取得者の91.1%が女性です。

- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」は、報酬形態が日給又は時間給で勤務日数が一定でない者を除いています。また、短時間勤務の職員やパートタイムの職員については、常勤職員の所定勤務時間（週 38 時間 45 分）に応じた勤務時間の割合から職員数を換算し、算出しています。

（例）週 35 時間勤務の職員 … 35 時間 / 38 時間 45 分 = 0.9 人としてカウント

- ・給与水準の低い短時間勤務（パートタイム）の会計年度任用職員において女性の比率が高いことから、全職員における男女の給与の差異が大きくなります。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

職員区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	27.5 %

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

役職段階	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	18 %
本庁課長相当職	32.3 %
本庁課長補佐相当職	52.9 %
本庁係長相当職	41.8 %

（内訳）

	正規職員数(人)			割合	
	男性	女性	合計	男性	女性
部長級	18	2	20	90.0 %	10.0 %
次長級	23	7	30	76.7 %	23.3 %
課長級	67	32	99	67.7 %	32.3 %
課長級以上小計	108	41	149	72.5 %	27.5 %
課長補佐級	48	54	102	47.1 %	52.9 %
係長級	89	64	153	58.2 %	41.8 %
主査級	46	70	116	39.7 %	60.3 %
一般職	174	279	453	38.4 %	61.6 %
暫定再任用	13	16	29	44.8 %	55.2 %
合 計	478	524	1002	47.7 %	52.3 %

Ⅳ 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	採用職員数（人）			割合	
	男性	女性	合計	男性	女性
正規職員	9	22	31	29.0 %	71.0 %
会計年度任用職員	155	766	921	16.8 %	83.2 %
合計	164	788	952	17.2 %	82.8 %

Ⅴ 継続勤務年数の男女差

職員一人当たりの平均勤続年数（年）			
男性	女性	合計	男女差
16.9	14.1	15.5	2.8

Ⅵ 男女別育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1 男女別の育児休業取得率

職員区分	正規職員	会計年度任用職員
男性	76.0 %	対象者なし
女性	100.0 %	100 %
全職員	84.8 %	100 %

2 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	正規職員		会計年度任用職員	
	男性（人）	女性（人）	男性（人）	女性（人）
1週間未満	0	0	－	0
1週間以上2週間未満	1	0	－	1
2週間以上1月以下	11	0	－	0
1月超3月以下	8	0	－	1
3月超6月以下	1	0	－	2
6月超9月以下	0	0	－	1
9月超12月以下	0	9	－	1
12月超24月以下	0	6	－	0
24月超	0	14	－	0

【説明欄】

会計年度任用職員の育児休業については、会計年度ごととなるため、12月以下の職員についても継続して取得している場合がある。

Ⅶ 男性職員の配偶者出産休暇等の取得率・平均取得日数

	配偶者出産休暇等取得率（人・％）			平均取得期間（日）	
	対象者	取得者	取得率	取得日数計	平均取得日数
出産休暇	25	17	68 %	39	2.3
育児参加	25	4	16 %	12	3.0

Ⅷ 職員の勤務時間の状況

- (1) 管理職的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

職員区分	令和8年度
本庁	22.3 時間／月
本庁以外	10.8 時間／月
全体	16.9 時間／月

- (2) 超過勤務の状況

区分	職員一人当たりの各月の時間外勤務時間（時間）					
正規職員	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
	21.4	17.5	17.3	17.1	12.3	19.4
	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
	19.2	15.0	13.1	15.0	16.2	19.5